

鴨川納涼床審査基準に係るガイドライン



京都府

平成20年4月

鴨川納涼床審査基準に係るガイドライン 目次

1. ガイドラインの役割	1
2. 鴨川納涼床に係る沿革	2
3. 鴨川納涼床審査基準	4
4. 審査基準に係るガイドライン	8
(1) 納涼床の高さ	8
(2) 床の張り出し	10
(3-1) 床の造り	11
(3-2) 床の色彩等	12
(4) 床の手すり	14
(5) その他関連施設等	15
5. 納涼床の景観に係る留意事項	17
(1) 鴨川納涼床の景観に係る留意事項	17
(2) 京都市新景観政策における位置付け	18
参考資料	19

1. ガイドラインの役割

鴨川納涼床は、その起源を近世初頭まで遡ると言われ、祇園会とともに京の年中行事となり、また、鴨川改修や都市整備と密接に関わりながら、数百年に亘る歴史の中で、幾多の変遷を経て、現在の姿となり、京都の伝統文化、夏の風物詩に欠かせないものとして、京都の暮らしの中に定着しています。

しかしながら、その形態についてはこれまでも様々な議論があり、昭和27年に「納涼床許可標準」が河川占用にあたっての景観上の基準として策定され、指導が重ねられてきましたが、現在、「標準」と実態の乖離や、各床の店舗形態の変化と「標準」の間の齟齬等が生じてきています。そのため、京都府の「鴨川流域懇談会」の報告や、京都市の「時を超え光り輝く京都の景観審議会」の最終報告の中で、景観誘導の強化、基準づくり等の必要性が指摘されています。さらに具体的に「京都府鴨川条例」（平成19年7月公布）において、「鴨川納涼床に関する審査基準の制定」が位置づけられ、京都市の新しい景観計画では、納涼床を設置している市街地側において、市街地景観及び屋外広告物についての詳細な規制の見直しが行われました。

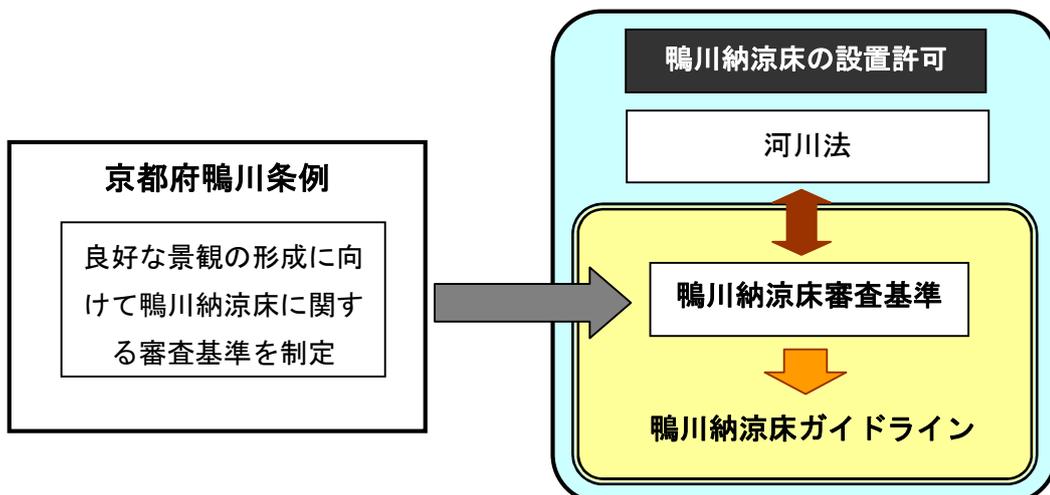
一方、これまでの任意団体として一括許可の窓口であった鴨涯保勝会は、京都鴨川納涼床協同組合として組織体制の整備が行われたところです。

以上のような経過と背景を踏まえ、今回「鴨川納涼床許可標準」を改訂し、新たに「鴨川納涼床審査基準」が作成されることとなりました。

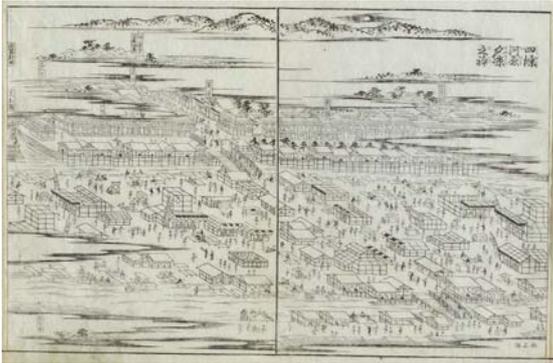
今回まとめた「鴨川納涼床審査基準に係るガイドライン」は、関係者をはじめ多くの方のみなさんの鴨川納涼床に対する意識と評価を高め、鴨川納涼床の文化をより良いものにして、未来に引き継ぐことを目的としております。

このガイドラインにより、「鴨川納涼床審査基準」の内容に対する理解度の定着を図るため、鴨川納涼床に関わる歴史的・文化的な背景やその形成の歴史を踏まえ、審査基準の項目ごとに、基準の考え方やイメージ図を示すことで、基準への理解を深め、鴨川の景観と調和した納涼床のデザイン誘導を図っていただければと考えています。

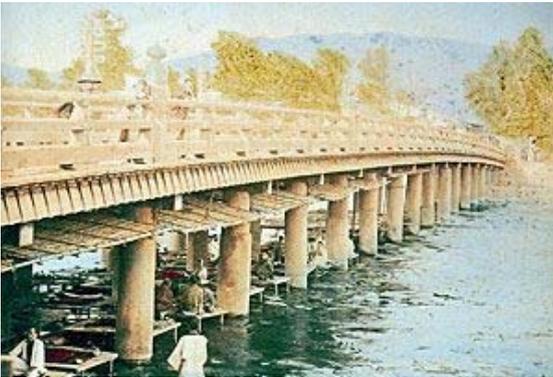
■「鴨川納涼床審査基準」と「鴨川納涼床ガイドライン」の関係



2. 鴨川納涼床に係る沿革



都名所図絵



三条大橋下の床机式の納涼床（出典：京都百年パノラマ館）



明治中期の納涼床の風景（出典：京都百年パノラマ館）



現在の納涼床の風景（平成 18 年 9 月撮影）

■鴨川納涼床の歴史的展開

応仁文明の乱以来荒涼としていた鴨の河原は、秀吉による三条・五条橋架橋の頃から変わり始めます。納涼床のはじまりも、出雲のお国が始めたという歌舞伎芝居にあわせて仮設の茶屋が置かれたり、裕福な商人が夏に河原に席を設けて遠来の客を遇したりするようになったあたりに求めることができます。

中でも、旧暦の6月7日から18日までの祇園会の時には、神輿が鴨川で禊ぎをするのにあわせて人々が集まり、中州には多くの床几が出され、物売りなども集まってにぎわいを見せるようになりました。

寛文年間（1661～72）、新たに鴨川の両岸に石垣堤が築造され、先斗町や宮川町などが形成され、北座・南座などの常設の芝居小屋なども設けられると、両岸の茶屋からは、中州の床几に加えて、張出式の床も出されるようになりました。「四条河原水陸寸地を漏さず床を並べ、席を設けて、良賤般楽す、東西の茶店、提灯を張り、行燈を設く、恰も白昼の如し、是を涼みといふ」（1677年『日次記事』）という記録もあります。

また『月堂見聞集』という記録では、1731年頃茶屋は400軒あり、床几の数を決めたり、費用を出し合って、雑踏の整理や、大雨増水時の床の撤収などを組織的に行っていたこともわかります（今日の協同組合の前身といってよいでしょう）。

宝暦5年に京都を訪れた本居宣長は、最近は「後涼み」といって祇園会のあとも延長されるようになったと日記に記し、「星の如くにともしび見えて、いとにぎはし。かゝる事は江戸・難波にもあらじと思ふ」と言っています。このころの様子は、京の観光案内書である『都名所図会』をはじめ、円山応挙の眼鏡絵や安藤広重の浮世絵にも描かれ、京の夏を彩る年中行事として全国的に著名なものになっていたことがわかります。

明治に入ると、二条以南の鴨川運河開削や（1894年）、京阪電車鴨東線の三条までの延伸（1915年）により、左岸の高床形式の納涼床は姿を消します。さらに大正から昭和にかけての河道改修の結果、川の流れが速くなり床机形式の納涼床が禁止されます。また、右岸の高水敷の計画に対し、納涼床を出せなくなることを憂え

た木屋町、先斗町の店々の陳情により、右岸高水敷の河岸の建物のすぐ脇にみそそぎ川が開削されます。以後、右岸より高床形式の納涼床だけが、このみそそぎ川に脚をつけて出されるようになります。

このような、歴史をもつ、京の夏の風物詩である納涼床は、現在、バーやカフェ等新しい営業形態も含めて、京都鴨川納涼床協同組合（もとは「鴨漕保勝会」）によってその伝統文化が発展的に継承・保存されています。

■納涼床形式の変遷

○床机形式の納涼床

近世初期、発生当初の納涼床の形式は、現在とは大きく異なり、持ち運びが可能な床机形式でした。設置場所も中州や水際、川の中と河原全体に並べられます。水面との距離が非常に近く、「波枕並べて涼し床の上」といった句もあります。

○高床形式の納涼床

寛文年間（1661～72年）の治水工により、両岸に石積みの護岸が築造され、河岸と水面との距離が大きくなり、足の長い束柱を持った高床形式の納涼床が河岸から張り出す形が現れ、中州の床机形式と併存する形が明治期まで続きます。

○左岸の納涼床の消失

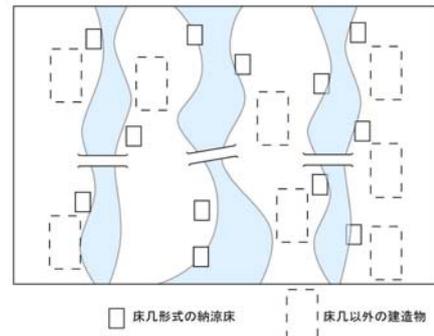
明治27年の鴨川運河の開削などにより、左岸から出されていた高床形式の納涼床は姿を消し現在のようになり右岸からだけとなります。

○大正・昭和初期の納涼床

大正・昭和初期の治水工事で河床の浚渫・高水敷の築造・みそそぎ川の開削が行われ、現在の鴨川の姿に近づきます。以後、中州に出す床机形式の納涼床は禁止され、右岸より高床形式の納涼床だけがみそそぎ川に束柱を立てる形で出されることとなります。また、中国料理や洋食を提供する床も営業を始めます。

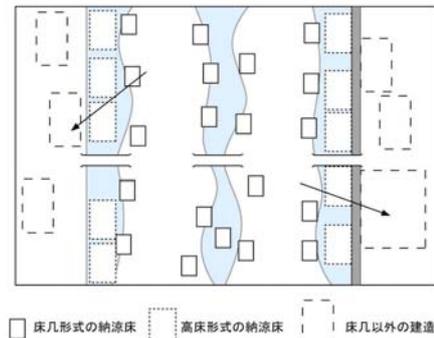
○現在の納涼床

戦後、昭和25年に数軒が設置出願しましたが、戦争中の反動として鴨川の風致を破壊するものが多く出ました。このため昭和26年に「鴨川の高床について」の通達が、27年に許可標準としての「鴨川納涼床について」の通達が出されます。



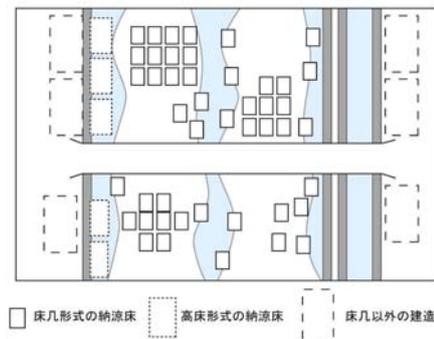
1 近世初期

河原は市街地との区別もなく、遊興地であり、歌舞伎小屋などととも、床机形式の納涼床が見られる。



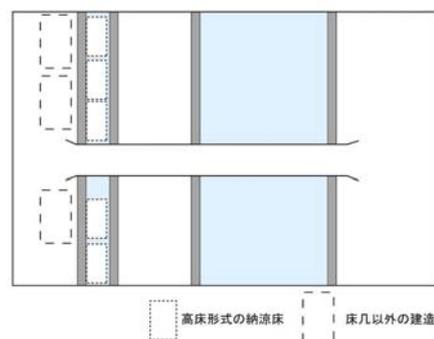
2 寛文年間の治水工事後

石積み護岸が両岸に築造され、砂州には床机形式の納涼床が、両岸からは高床形式の納涼床が出されるようになった。



3 琵琶湖疎水鴨川運河開通

琵琶湖疎水鴨川運河開通により、左岸の高床形式の納涼床が消滅した。



4 大正時代初期の治水工事で降から現代まで

大正時代初期の治水工により、床机形式の納涼床が消滅し、右岸の高水敷にみそそぎ川が開削され、納涼床はみそそぎ川に出される高床形式だけになった。

※参考文献：鴨川のアメニティ利用に関する二、三の考察
— 納涼床の変遷を対象として—
京都大学工学部土木工学科 牧田通(1998)

3. 鴨川納涼床審査基準

鴨川納涼床は、その起源を近世初頭まで遡り、祇園会とともに京の年中行事となり、また、鴨川改修や都市整備と密接に関わりながら、数百年に亘る歴史の中で、幾多の変遷を経て、京都の伝統文化、夏の風物詩に欠かせないものとして、京都の暮らしの中に定着しています。

昭和 27 年には、河川占用に当たっての主に景観上の指針として「納涼床許可標準」が策定され、これまで指導が重ねられてきました。

一方、府民共有の貴重な財産である鴨川について、その河川環境を安心・安全で、良好かつ快適なものとして、次の世代に引き継ぐことを目的として京都府鴨川条例(以下「条例」という。)が平成 19 年度に制定されました。

条例では、鴨川は川そのものと、川沿いの工作物、山並み等の自然が一体となって京都を代表する景観を形成しており、その中でも、鴨川納涼床は都心部を代表するものであることから、第 14 条において「知事は、鴨川納涼床（鴨川の右岸の二条大橋から五条大橋までの区間において、飲食を提供するために設置される高床形式の仮設の工作物をいう。）に係る河川法に基づく許可の審査基準を、鴨川の良好な景観の形成に配慮して定めるものとする。」と規定されました。

本規定に基づき、河川法による許可工作物である鴨川納涼床が、京都の夏の風情を醸し出す歴史的・文化的な構造物として、将来にわたり鴨川の景観と調和したものとなるよう、構造、素材、色彩等に関する基準を次のように定めます。

1 床の高さ

- (1) 床の高さは「みそそぎ川」の川底から床板の上面までの距離とし、隣り合う床の高さは、原則として揃えるように配慮するものとする。
- (2) 床の高さは、計画堤防高さ以上とし、標準図を参考にするものとする。

2 床の張り出し

- (1) 床の東端は、みそそぎ川東側護岸の法肩より以西とし、標準図を参考にするものとする。

3 床の造り及び色彩

- (1) 床は、母屋に接続して設けるものとする。ただし、二階構造は認めない。
- (2) 床は、原則として木材を使用し、簡素で伝統的な意匠のものとする。
- (3) 木材は、原則として素地仕上げ又は透明な木材保護塗装仕上げとし、周辺との調和に配慮するものとする。
- (4) 床の部材として木材以外を使用する場合は、原則として周辺に配慮した木質素材色による塗装を施すものとする。
- (5) 床の柱を鉄材とする場合は、原則として柱形状の角材（コラム）を用いるものとする。

4 床の「手すり」

- (1) 「手すり」は、原則として木材を使用し、簡素で伝統的な意匠のものとする。
- (2) 隣り合う「手すり」の高さは、揃えるように配慮するものとする。
- (3) 「手すり」の高さは、安全性、床からの眺めを考慮し、標準図を参考にするものとする。

5 「すじかい」、「ぬき」、「すだれ掛け」、「よしず掛け」等

(1) 「すじかい」、「ぬき」

ア 「すじかい」は、治水上の安全性を考慮し、川の流水方向に直角の面に設けないものとする。

イ 床の補強のため、やむを得ず川の流水方向に直角の面に「ほおづえ」及び「ぬき」を設ける場合は、標準図を参考に1段だけ設けることができるものとする。

(2) 「すだれ掛け」、「よしず掛け」等

ア 床の上面は「手すり」、「すだれ掛け」及び「よしず掛け」以外の固定した施設は設けないものとする。

イ 隣り合う床に対して設ける「すだれ掛け」は、原則として床面より1メートル50センチメートル以下の高さとする。

ウ 日よけのために設ける「よしず掛け」の施設及び「よしず」は、原則として天然素材を使用する。

(3) 床の在基部

床の在基部と川底の取付部は、標準図を参考とし、安全について配慮するものとする。また、床の撤去後は、川底にコンクリート又はボルト等が突出しないよう措置するものとする。

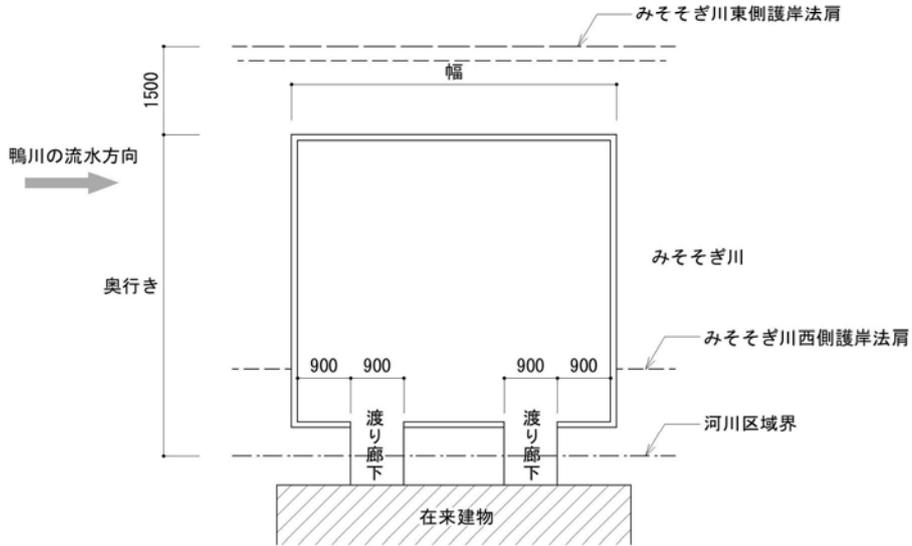
6 その他

- (1) 床上面、又は床の周囲を鉢植等の樹木で囲うことはできないものとする。
- (2) 床に広告物、色電灯（LED 等も含む。）、イルミネーション等を設けてはならないものとする。
- (3) 照明は電球色を原則とし、華美なもの避けるように配慮するものとする。

7 適用期日等

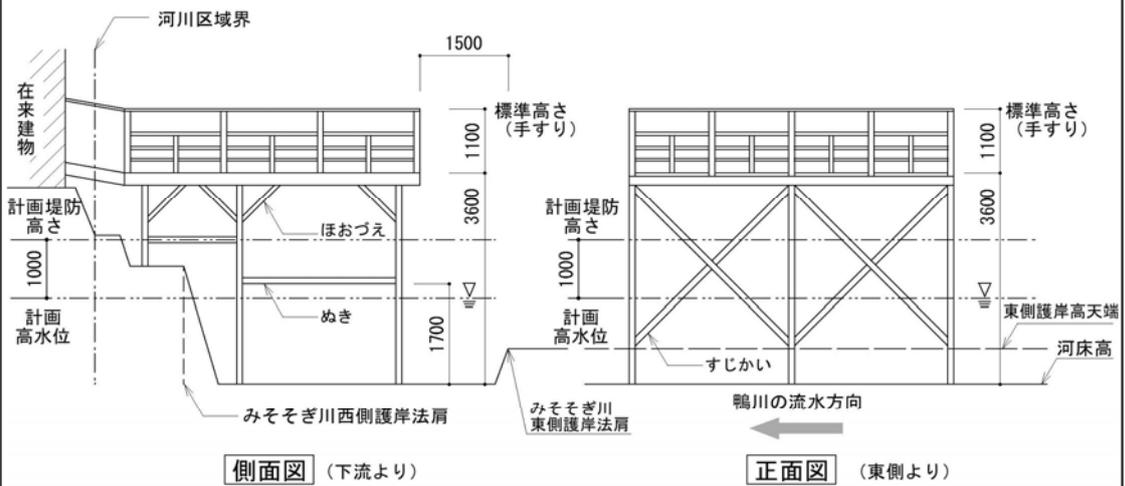
この基準は、平成20年4月1日から適用する。ただし、知事がやむを得ない事由があると認める場合にあっては、同日後5年間に限り、知事が別に定める基準によることができるものとする。

標準図



平面図

【木材のみを使用した床】



側面図 (下流より)

正面図 (東側より)

4. 審査基準に係るガイドライン

(1) 納涼床の高さ

【「鴨川納涼床審査基準」】

1 床の高さ

- (1) 床の高さは「みそそぎ川」の川底から床板の上面までの距離とし、隣り合う床の高さは、原則として揃えるように配慮するものとする。
- (2) 床の高さは、計画堤防高さ以上とし、標準図を参考にするものとする。

基準から見た現状と課題

○納涼床の設置は、治水上の安全性に出来る限りの配慮が必要です

- ・納涼床は、鴨川の流水部に出水期（6月16日～10月15日）に常設するものですから、洪水の流下に支障とならないように、少なくとも計画堤防高さ（＝計画高水位＋1.0m）に水位が来ても納涼床が浸からないように設置する必要があります。

○今もなお、昔ながらの良好な納涼床の姿が守られています

- ・京の夏の風物詩である鴨川納涼床は、鴨川の河川改修など影響を受けながら幾多の変遷を経て、今もその良好な姿を残しています。
- ・昭和27年、制定の鴨川納涼床許可標準において定められた、納涼床の標準高さ3.6mは、おおそ守られ、横に連なる連続的な納涼床の景観が作りだされています。
- ・一方、一部の納涼床で標準値を大きく上回る背の高い納涼床や、背の低い納涼床があります。
- ・隣り合う納涼床高さが大きく異り、横方向の連続性が損なわれる状況が一部の場所にみられます。

【現況写真】



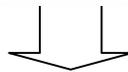
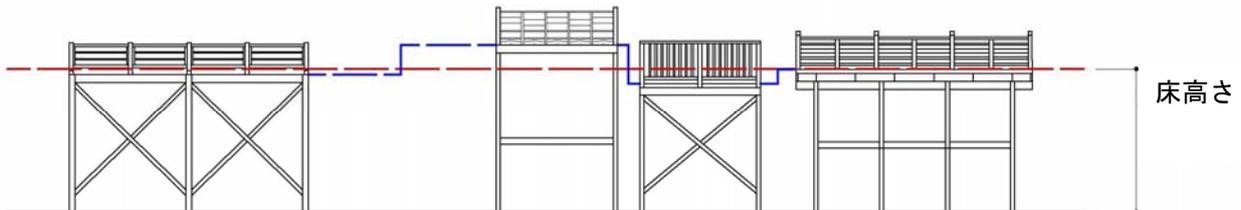
隣り合う床の高低差が大きく、不揃いな状況となっています

■連続立面図でみる納涼床高さの状況

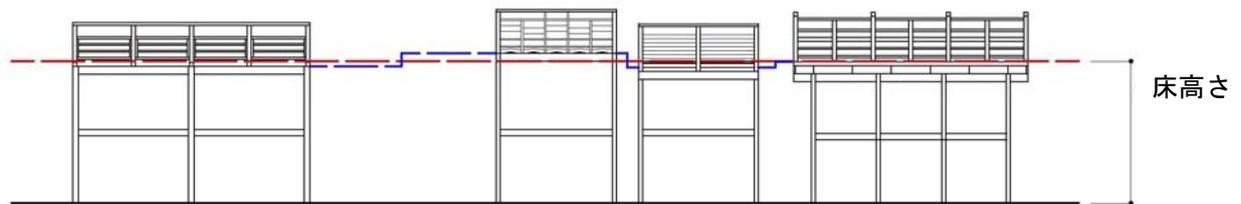


■隣り合う床の高さの関係

《現状》 ○隣り合う床高さの高低差が大きく不揃いな様子



《見直し》 ○隣り合う床高さを 50cm 程度に抑え配慮した例

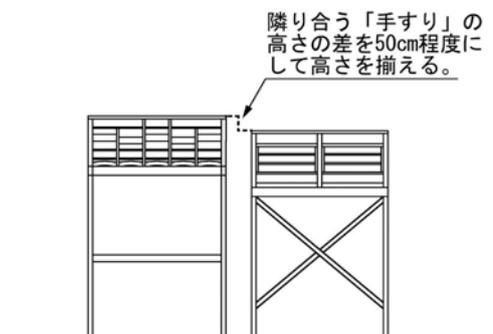


○納涼床と接する建物アプローチ側の高さに大きな高低差が生じる場合、階段等を設けるなど、処理を行います。



■床高さと「手すり」高さの関係

○納涼床の隣り合う床の連続性に配慮して「手すり」の高さを揃えます。



(2) 床の張り出し

【「鴨川納涼床審査基準」】

2 床の張り出し

(1) 床の東端は、みそそぎ川東側護岸の法肩より以西とし、標準図を参考にするものとする。

基準から見た現状と課題

○高水敷の利用者への影響を考慮した納涼床の設置が必要です

- ・納涼床の張り出しは、高水敷の利用者への圧迫感や、物品の落下等を避けるため、床の東端がみそそぎ川東側護岸から 1.5m以上離れている必要があります。
- ・ただし、みそそぎ川東側護岸から離れる距離は、川や、隣接する床の状況、景観への影響等を総合的に勘案することが必要です。
- ・橋上等からの眺めを考慮した場合には、納涼床の張り出しが揃うことに配慮し、統一感が確保されることが望ましい。

【現況写真】



みそそぎ川の東側護岸の法肩から後退がほとんどできていない状況となっています。

(3-1) 床の造り

【「鴨川納涼床審査基準」】

3 床の造り及び色彩

- (1) 床は、母屋に接続して設けるものとする。ただし、二階構造は認めない。
- (2) 床は、原則として木材を使用し、簡素で伝統的な意匠のものとする。
- (3) 床の柱を鉄材とする場合は、原則として柱形状の角材（コラム）を用いるものとする。

5 「すじかい」、「ぬき」、「すだれ掛け」、「よしず掛け」等

(1) 「すじかい」、「ぬき」

- ア 「すじかい」は、治水上の安全性を考慮し、川の流水方向に直角の面に設けないものとする。
- イ 床の補強のため、やむを得ず川の流水方向に直角の面に「ほおづえ」及び「ぬき」を設ける場合は、標準図を参考に1段だけ設けることができるものとする。

基準から見た現状と課題

○納涼床は、治水上の安全性に出来る限りの配慮が必要です

- ・治水上の安全性を出来る限り高めるために、流水方向には出来る限り、障害物や流木などが掛かりやすいものは設置しないようにすることが必要です。
- ・そのため、床下に物置や床、「すじかい」は設けないこととし、「ぬき」「ほおづえ」を設ける場合は、増水時に出来る限り水流に浸からないような高さにするよう、配慮します。
- ・納涼床の構造上の安全性を検討する際には、流水と直角方向には「すじかい」を設けないことを前提に検討して下さい。

○納涼床の造りや柱等の形状は、伝統的な意匠を基本とします

- ・納涼床のつくりやデザインは、伝統的意匠を基調としますが、アーチ形状のつくりや曲線を主体にした造りは伝統的な意匠と言えます、避ける必要があります。
- ・納涼床は、母屋に接続して設ける必要があります。母屋の間口幅より外側にはみ出して設置しないようにすることが必要です。

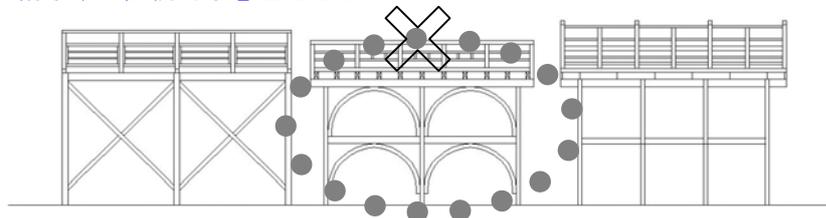
【現況写真】



流水方向に直角に「すじかい」を設けると、増水時に流木等がかかりやすく、危険です。

ガイドライン

■納涼床の伝統的な意匠を守るための工夫



- ・納涼床のつくりにおいて、「すじかい」や「ほおづえ」等主要構造部分の意匠にアーチ形状や曲線を用いないようにします。

(3-2) 床の色彩等

【「鴨川納涼床審査基準」】

3 床の造り及び色彩

- (2) 床は、原則として木材を使用し、簡素で伝統的な意匠のものとする。
- (3) 木材は、原則として素地仕上げ又は透明な木材保護塗装仕上げとし、周辺との調和に配慮するものとする。
- (4) 床の部材として木材以外を使用する場合は、原則として周辺に配慮した木質素材色による塗装を施すものとする。

基準から見た現状と課題

○納涼床の色彩は、木質素材色を基本とします

- ・納涼床の使用素材は木材を基本としていますが、鉄材を用いることも可能としています。現在の納涼床で用いられている色彩は、奇抜な色彩は用いられていないものの、一部の床に、木材素材色と異なる無彩色（白や灰、黒など）が使用されている状況にあります。
- ・調和ある伝統的な納涼床の景観としていくために、納涼床の柱と手すりの色調を合わせるとともに、木材素材色に統一していく必要があります。

【現況写真】



床の柱など構造体の色彩に木材素材色と異なる色彩（灰色や白）が用いられており、不調和な色彩となっています。

ガイドライン

■伝統的な意匠に配慮した色彩とするための工夫

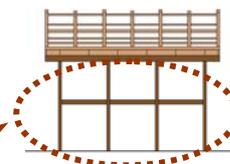
- ・納涼床に用いる色彩は、木材素材色を原則とします。
- ・沿川の建物との調和にも配慮した色彩とします。



木材素材色の
(YR、Y系の低
彩度のもの)
イメージ

《色彩の目安》

○床の柱や構造体に木材以外の部材を使用する場合は、次の色彩を使用することとします。



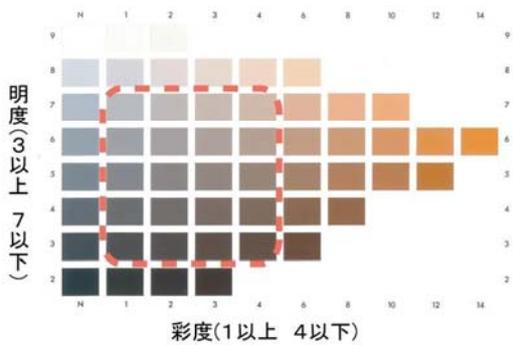
- ・マンセル色票による YR（黄赤）系及び Y（黄）系の色相で、彩度が 1 以上 4 以下、明度 3 以上 7 以下の色彩を目安とします。
- ・具体色は次頁「参考目安色」を参照してください。

納涼床の伝統的な基調色 参考目安色

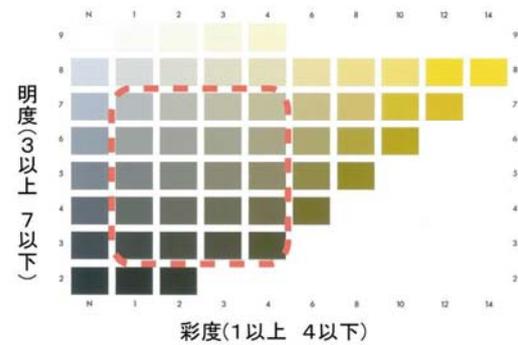
色相:YR(黄赤)系

色相:Y(黄)系

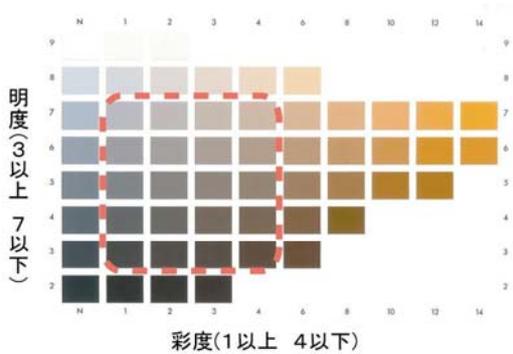
2.5YR



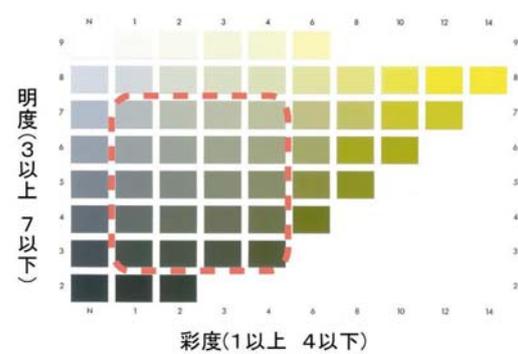
2.5Y



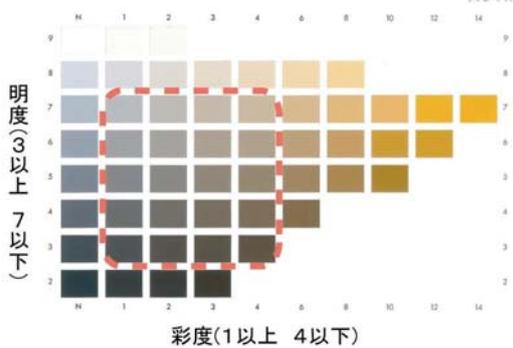
5YR



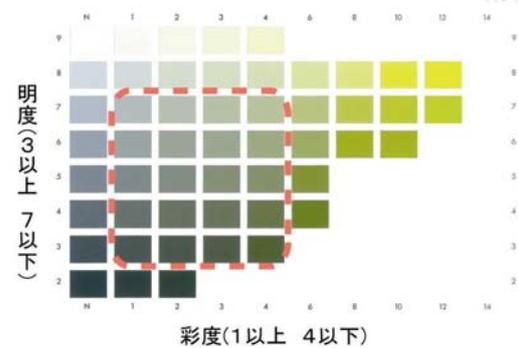
5Y



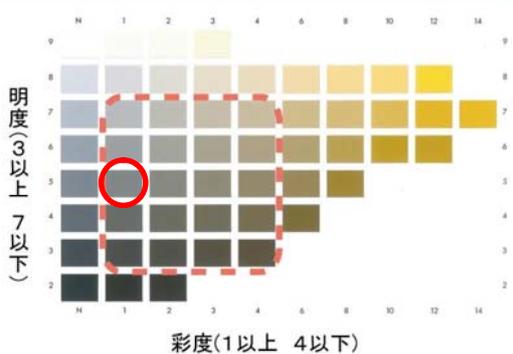
7.5YR



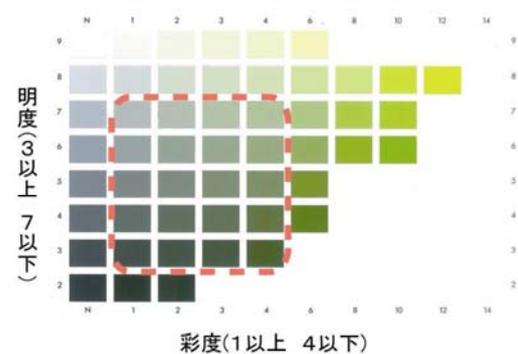
7.5Y



10YR



10Y



○:推奨色(10YR5/1)

推奨色は、素地の木材素材がエイジング(退色)した近似色を指したものです。

○:目安色の範囲

(4) 床の手すり

【「鴨川納涼床審査基準」】

4 床の「手すり」

- (1) 「手すり」は、原則として木材を使用し、簡素で伝統的な意匠のものとする。
- (2) 隣り合う「手すり」の高さは、揃えるように配慮するものとする。
- (3) 「手すり」の高さは、安全性、床からの眺めを考慮し、標準図を参考とする。

基準から見た現状と課題

○納涼床の「手すり」の形状は、伝統的な意匠を基本とします

- ・一部の納涼床の「手すり」に伝統的な意匠とは言えないものが見られます。「手すり」の意匠は、その高さも含め、連続的な統一感があることが重要です。
- ・納涼床の「手すり」の形態意匠は、納涼床の印象を大きく左右する要素です。伝統的な意匠を基調とした「手すり」に統一していく必要があります。

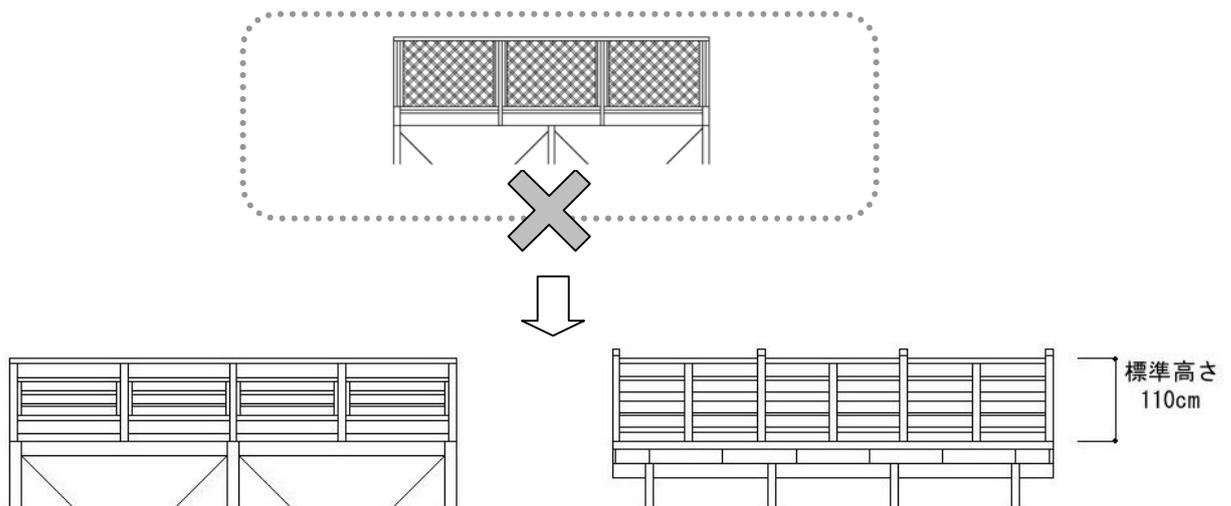
【現況写真】



納涼床の「手すり」の意匠が伝統的とは言えないものとなっています。

ガイドライン

■「手すり」の伝統的な意匠を守るための工夫



- ・「手すり」は、納涼床の伝統的な意匠に配慮しながら、縦と横のバランスのとれたものとしします。
- ・「手すり」高さは 110cm を標準としますが、床上での営業形態、床からの眺め、さらに安全確保の状況を踏まえ、これによらないことができるものとしします。

(5) その他関連施設等

【「鴨川納涼床審査基準」】

- 5 「すじかい」、「ぬき」、「すだれ掛け」、「よしず掛け」等
 - (2) 「すだれ掛け」、「よしず掛け」等
 - ア 床の上面は「手すり」、「すだれ掛け」及び「よしず掛け」以外の固定した施設は設けないものとする。
 - イ 隣り合う床に対して設ける「すだれ掛け」は、原則として床面より1メートル50センチメートル以下の高さとする。
 - ウ 日よけのために設ける「よしず掛け」の施設及び「よしず」は、原則として天然素材を使用する。
- 6 その他
 - (1) 床上面、又は床の周囲を鉢植等の樹木で囲うことはできないものとする。
 - (2) 床に広告物、色電灯（LED 等も含む。）、イルミネーション等を設けてはならないものとする。
 - (3) 照明は電球色を原則とし、華美なもの避けるように配慮するものとする。

基準から見た現状と課題

○納涼床に設置する施設は伝統的な意匠を基調とします

- ・納涼床に設けられた「すだれ」や「よしず」等を掛ける施設は納涼床の素材感や意匠と調和する必要があります。
- ・日よけのための「よしず」等の施設は、納涼床の外観を覆う施設となっており、部材等の太さや色彩が目立つものになっています。部材の色彩や形状等の配慮が必要です。
- ・納涼床への看板掲示は認められません。モラルの徹底が必要です。
- ・納涼床の照明器具として設けられる提灯は、華美な色彩や過度な配置を行うと隣接する床との調和を乱し、際立つ存在になってしまいます。器具の色彩や配置に対する配慮が必要です。

【現況写真】



「よしず」等の施設にかかわる部材等の太さや色彩が際立つ恐れがあります。



納涼床への看板掲示は禁止です。



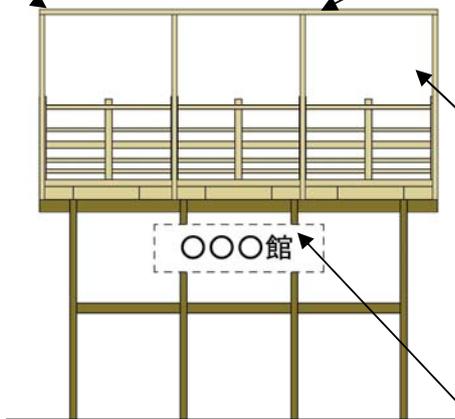
過度な照明器具等の配置は、納涼床の景観の調和を乱す恐れがあります。

ガイドライン

■ 伝統的意匠を基調とした付帯施設とするための工夫

・納涼床に設ける照明器具は、伝統的な意匠のもので、電球色を基本とします。器具の意匠は、華美にならないように配慮し、過度な配置は避けるようにします。

・照明器具に店舗名や商標を入れないようにします。



・よしず掛け等の施設は、柱などが太く見えないよう配慮すると共に、目立たない色彩とするよう配慮します。

・すだれ掛けは、床の北面と南面にのみ設けられます。(東側には設けることはできません。)

・納涼床への看板設置はできません。

5. 鴨川納涼床の景観に係る留意事項

(1) 鴨川納涼床の景観に係る留意事項

鴨川納涼床は、京都の夏の風情を醸し出す歴史的・文化的な構造物であり、床を設置しているお店の建物と一体となって鴨川の景観を形成しています。

鴨川条例では、良好な景観の形成のために、第15条で「知事は、鴨川等の区域のうち知事が別に定める区域に隣接する土地において工作物を設置する者に対し、鴨川等から望む良好な景観の形成に配慮して当該工作物を設置するよう要請することができる。」と規定しています。

そのため、鴨川納涼床を設置する者にあっても、床設置期間、納涼床を楽しみ、また、納涼床の醸し出す景観を楽しむ人々に対して、設置者として河川景観へ配慮することは当然として、床を設置していない期間においても、鴨川の区域に面する建物側では、河川景観への日常的な配慮とともに、母屋等のデザイン、エアコンの室外機、物干台、看板等に関して良好な景観を阻害しないよう配慮することが求められています。

【エアコンの室外機に係る留意事項】

景観阻害要因のひとつとして、エアコンの室外機があげられます。納涼床の設置時期においては、納涼床の床下に位置していますが、納涼床の設置期間が終わり、床が撤去されるとその姿が露になる箇所が少なくありません。

鴨川の良好な景観を維持していくためにも、みそそぎ川沿いや鴨川対岸から納涼床や建物の姿を見る視点を考慮し、納涼床の設置期間も含め年間を通じて、エアコンの室外機等の設備機器類に覆いを設け修景する等の配慮が必要です。

【室外機が露出している例】



- ・室外機が並ぶ様子は建物の姿を煩雑に見せています



- ・納涼床を設置しても、みそそぎ川岸から見ると室外機が露出して見えます

【前面に覆い等を設けて配慮している例】



- ・建物の足元に設備を隠す覆いを設け、建物外観に配慮しています



- ・納涼床を設けても、整った床下空間として見えます

(2) 京都市景観政策における位置付け

京都市は、50年後、100年後の京都の将来を見据えた「新たな景観政策」の実施に向けて、京都市景観計画をとりまとめ、地域ごとの景観特性に応じて、詳細な景観規制等を実施しています。

① 景観地区

市街地景観の整備に関する計画において、鴨川納涼床を設置している二条大橋～五条大橋間の区域は以下の地区に指定されています。

「歴史的遺産型美観地区—一般地区」：伝統的な建築物の町並みと調和するデザイン基準を定めている。

「岸辺型美観地区」：河川からの眺望や趣のある岸辺の景観にふさわしいデザイン基準を定めている。

② 風致地区

鴨川納涼床を設置している二条大橋～五条大橋間の沿岸は、見直し以前風致地区第5種地域に指定されており、建築物の高さが15mに制限されていました。地区種別の変更により、第5種地域(高さ15m)から第4種地域(高さ12m)への変更されています。

③ 屋外広告物

河川区域については、京都市屋外広告物等に関する条例上、屋外広告物等の表示を禁止する「禁止地域」に指定されており、原則的に、鴨川納涼床への屋外広告物の表示はできません。

ただし、禁止地域を管理する者の承諾を得て使用する土地内において表示する自家用屋外広告物については表示が可能です。

鴨川納涼床を設置している二条大橋～五条大橋間の区域は、「歴史遺産型第2種地区」と「第2種地域」に指定されており、表示する屋外広告物については、各規制区域の許可基準に適合するよう努める必要があります。

「歴史的遺産型第2種地区」：対象区域は先斗町地区

「第2種地域」：対象区域は先斗町地区を除く、二条大橋～五条大橋間の鴨川に面した区域

※上記景観政策に係る具体的内容等は、京都市の担当窓口にご相談が必要です。

参考資料

参考資料1	納涼床連続写真（平成18年9月現在）……………	20
参考資料2	納涼床正面図（平成18年9月現在）……………	24
参考資料3	京都鴨川納涼床協同組合に関する資料 設立趣意書（抜粋）及び納涼床設置規則……………	28

参考資料 1 : 納涼床連続写真 A



五条児童公園

下木屋町

松原橋



下木屋町



仏光寺公園

下木屋町

団栗橋



西石垣



松原橋

下木屋町



下木屋町



団栗橋



下木屋町



四条大橋



西石垣



先斗町

参考資料 1 : 納涼床連続写真B



先斗町



三条大橋



先斗町

三条大橋



上木屋町

御池大橋



上木屋町



西部公園

先斗町



御池大橋

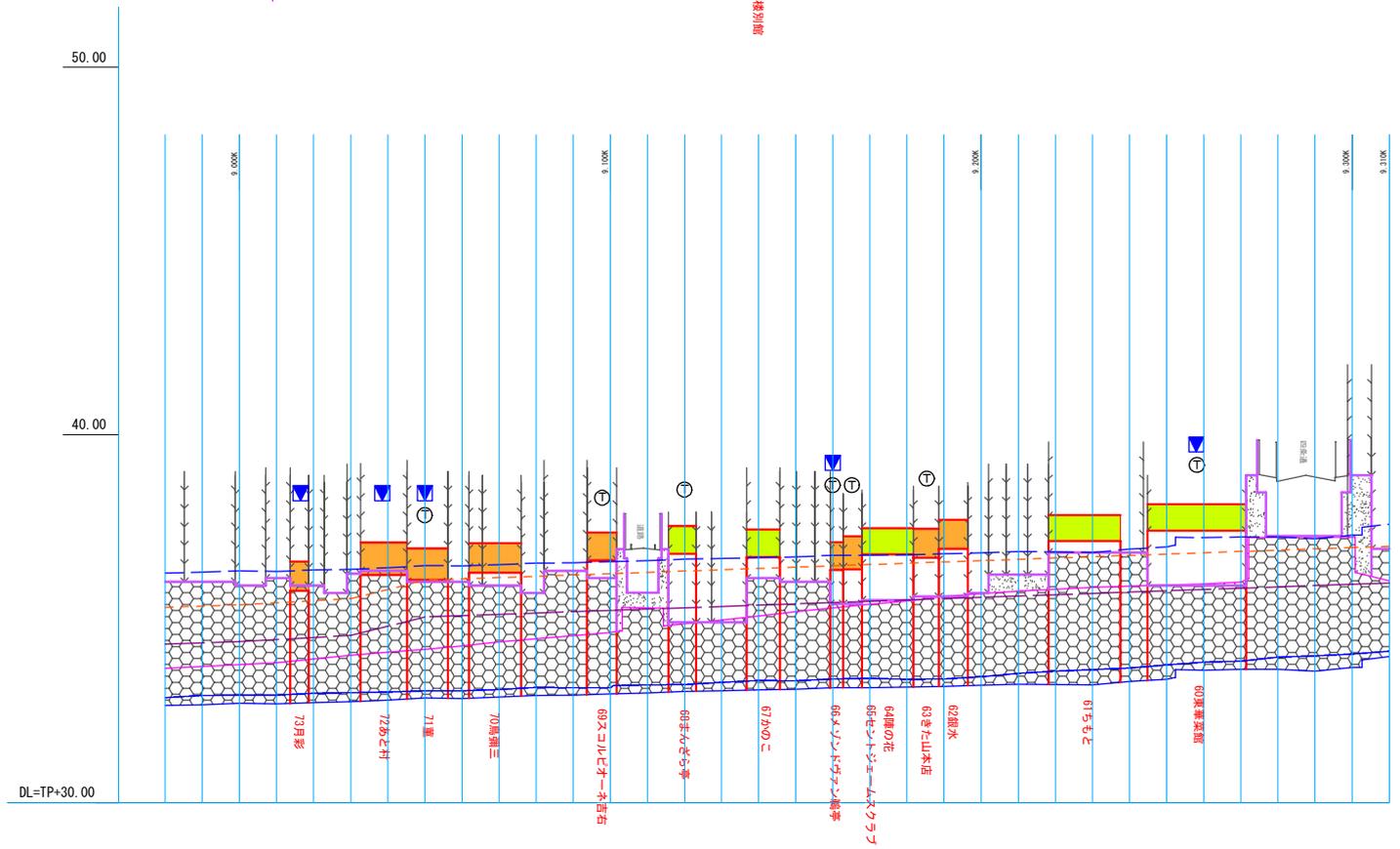
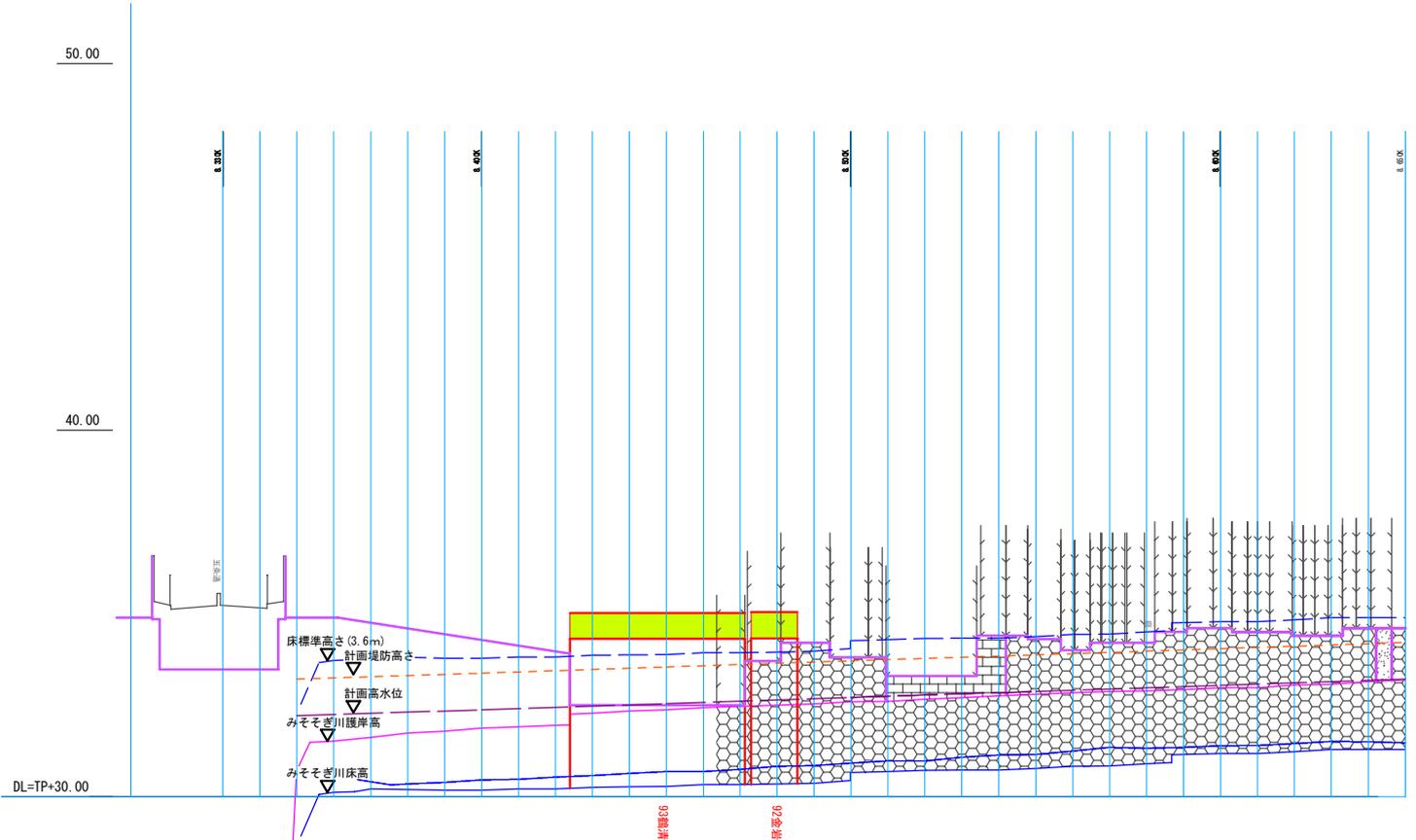
上木屋町

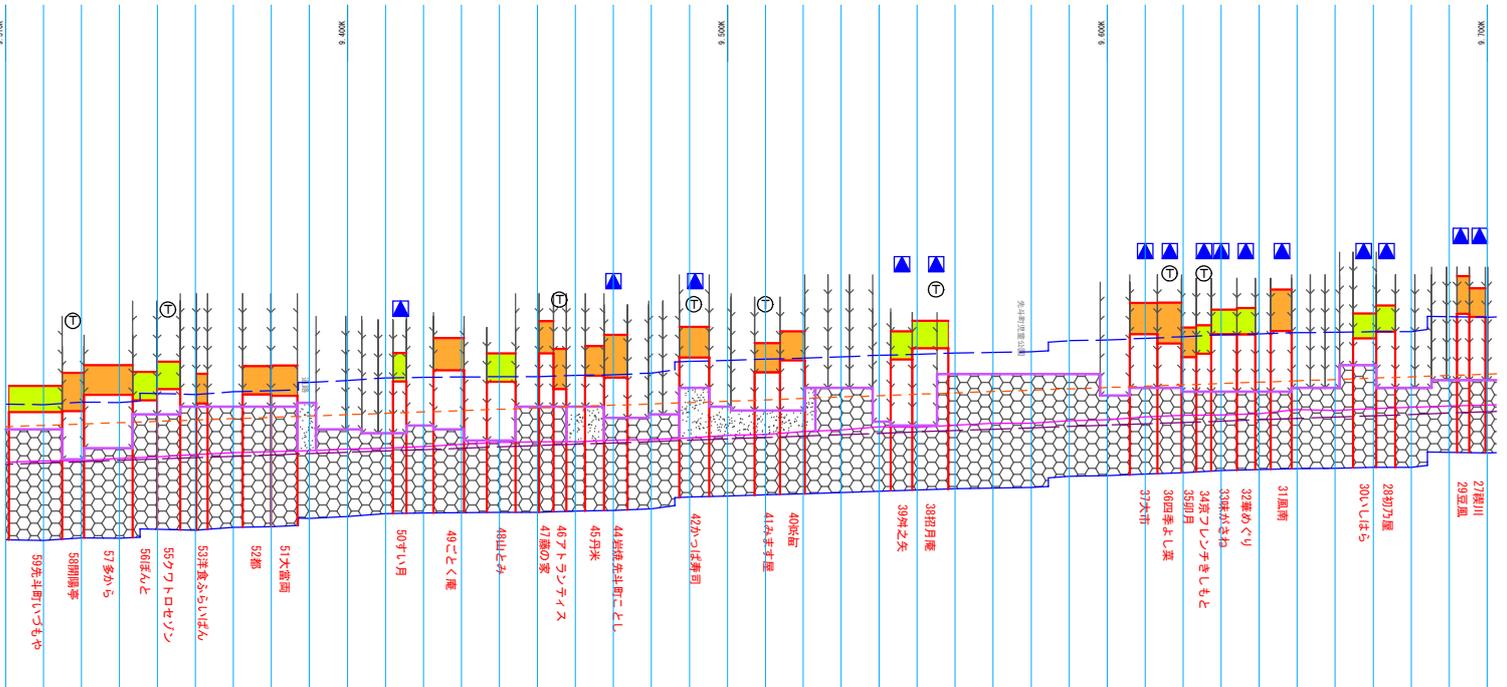
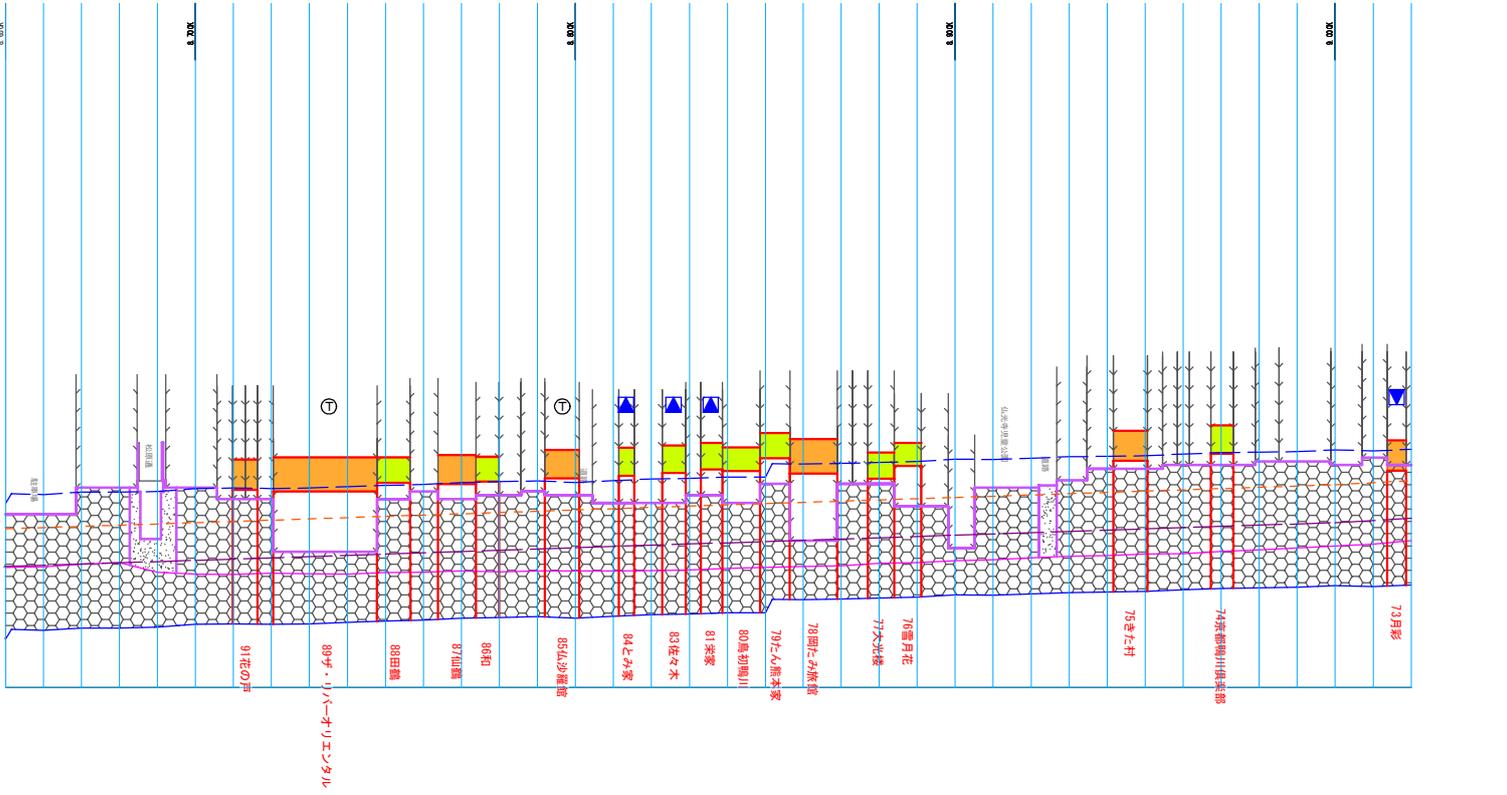


二条大橋

上木屋町

参考資料 2 : 正面図 A

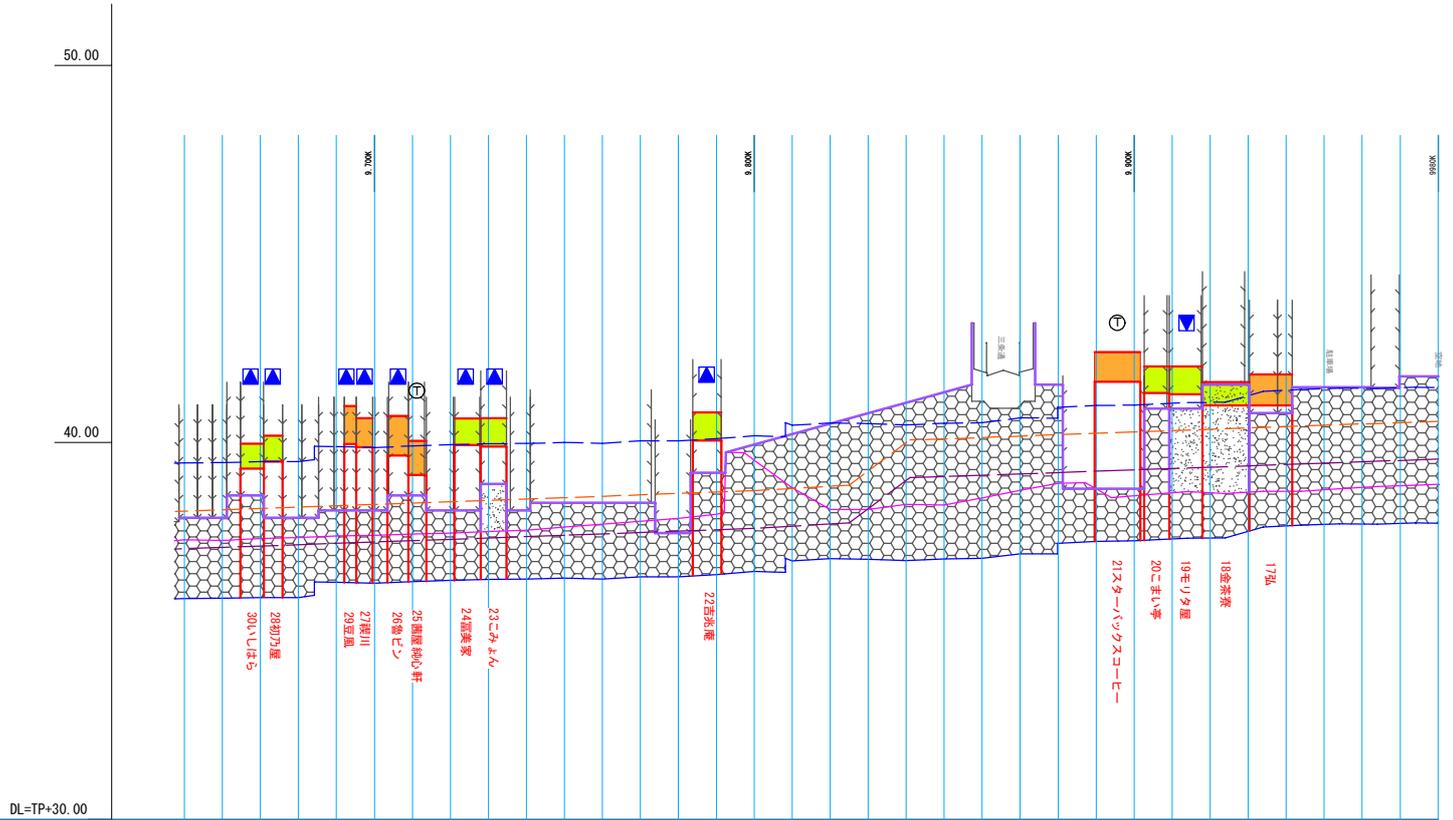


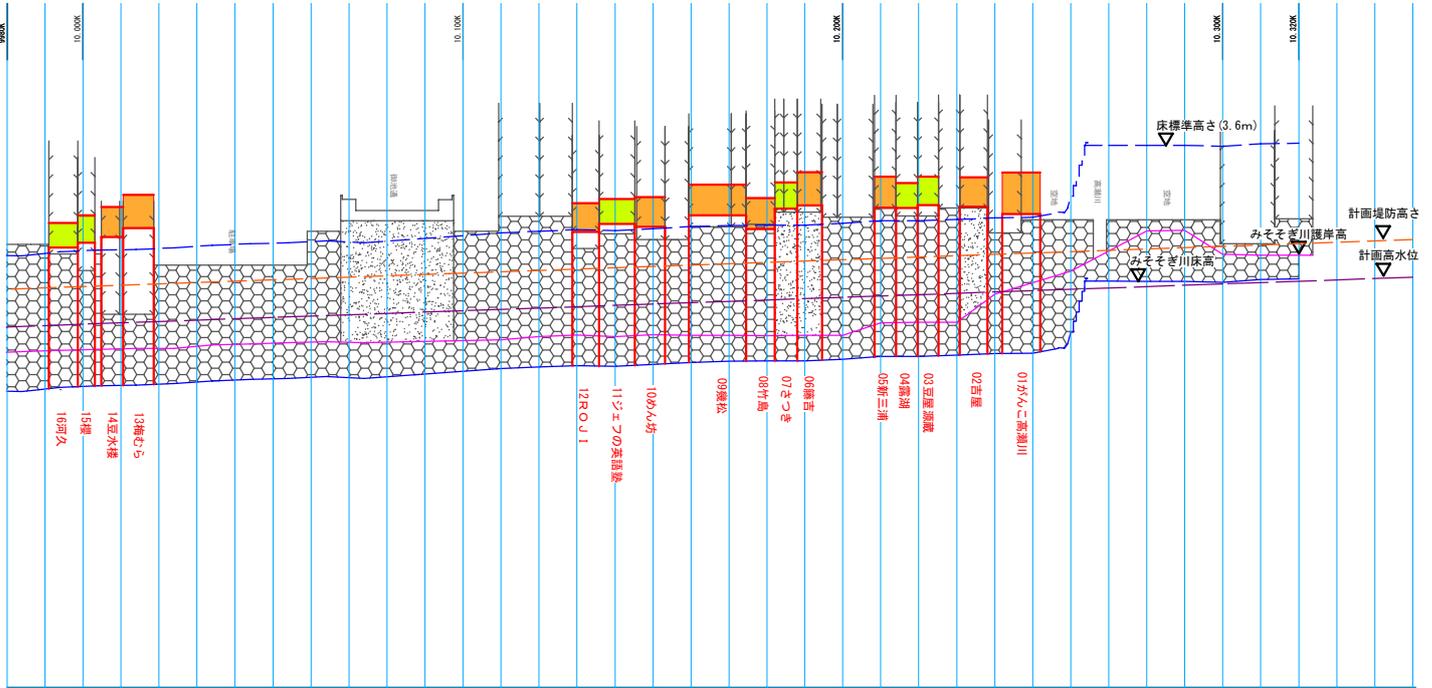


- ▲ 建物床面より納涼床が高い場合
- ▼ 建物床面より納涼床が低い場合
- 手摺高さが750より高い場合
- 手摺高さが750以下の場合
- T テーブル席の場合

V=1:200 H=1:2000

参考資料 2 : 正面図 B





- ▲ 建物床面より納涼床が高い場合
- ▼ 建物床面より納涼床が低い場合

- 手摺高さが750より高い場合
- 手摺高さが750以下の場合
- ① テーブル席の場合

V=1:200 H=1:2000

設立趣意書

1 設立の目的

平安時代から鎌倉時代にかけて鴨川の河原は広大であって、時として集会や勸進田楽などが催される遊興の場に利用され人々の集う場所となっていた。そして室町時代後期には、河原で夏の涼を求める人々が床机を並べ夕涼みを楽しむようになり、京の中心的な遊興の場となった。特に祇園舎（現在の祇園祭）の期間は町中から大勢の人々が集まり、祇園会の神賑わいとともに鴨川の納涼が町衆の年中行事となった。江戸時代に入り、「高瀬川」の開墾により京の商業の中心地となった鴨川の護岸一帯は、茶屋や宿がで始め、特に二条から五条間ではこれらの店が護岸から張り出した「床」をしつらえ、客を迎えるようになった。さらに江戸中期、寛永年間に行われた大規模な護岸工事（寛永の新堤）によりほぼ現在の川幅になった鴨川の西岸には、さらに多くの茶屋ができ、「床」も現在のような高床式のものになり、木屋町・先斗町・西石垣を中心に多くの床が作られるようになった。このように長い歴史のなかで、京の夏の文化・遊興の中心的存在となった鴨川納涼床は、明治以降徐々にその形を変えながら、京都の人々のみならず観光客にも夏には欠かせない場所となったのである。

こうした京都の伝統文化・夏の風物詩として、さらには京都の観光資源としての重要な位置を占める鴨川納涼床を保存するため昭和28年には「鴨涯保勝会」が設立された。

「鴨涯保勝会」は法人格のない任意団体であり、本会を通じて納涼床実施のための河川占用許可を始め、さまざまなPR活動などの鴨川納涼床実施に欠かせない活動を行っているが、任意団体であるゆえに、対外的な法的安定性や対内的な規律の徹底など、活動の安定性に問題を抱えていた。

鴨川納涼床という文化的資源を将来に亘って継承し、時代の変遷に合わせた健全な発展を日指すためには、その運営主体である「鴨涯保勝会」が法人格を得て、内部規律を明確化することが、欠かせないものと判断し、本組合を設立するものである。

2 組織及び事業の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 名 称 | 京都鴨川納涼床協同組合 |
| (2) 地 区 | 京都市中京区木屋町通二条下る東生州町から京都市下京区木屋町通松原下る二丁目下材木町までの鴨川西岸の区域とする。 |
| (3) 事務所の所在地 | 京都市下京区木屋町仏光寺上る天王町154番地
「もち料理きた村」内 電話075-361-6799 |
| (4) 組合員たる資格 | |

本組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において土地または建物を所有または賃借し、飲食店若しくはそれに準ずる店舗を営業し、夏期には納涼床を開設する小規模の事業者とする。

納涼床設置規則

京都鴨川納涼床協同組合は、鴨川納涼床の風習文化を継承・保存・伝承するため、納涼床設置に関し、以下のとおり規則を定める。

第1条（営業時間）

鴨川納涼床（以下、単に「床」という。）の営業期間は毎年5月1日から9月30日までとし、各組合員の希望により下記3期間の営業期間を選択し遵守する。

- A 5月1日～9月30日
- B 6月1日～9月30日
- C 6月15日～8月31日

第2条（設置・撤去）

床の設置期間は4月15日以降とし、撤去期間は同年10月15日までとする。この期間以外の設置・撤去は一切認めない。

第3条（設置申請）

床の設置申請について、組合員は毎年決められた期間内に定められた書面を組合事務所に提出し、当組合が京都府土木事務所に対して行なう床の設置に関する申請に協力するものとする。

第4条（河川敷占有料）

河川敷占有料に関しては申請後京都府により納付額が決定次第、組合の定める納期限を厳守して、別途請求額を組合事務所に納めなければならない。

第5条（新築・改築）

床を新築または改造・改築するときは、予め正確な寸法・面積の記載された図面（規定の様式に準ずる）を組合事務所に提出し、組合が京都府土木事務所に申請する。

第6条（設置基準）

床の構造、形状、意匠など設置に関する事項は、京都府土木事務所が決める「鴨川納涼床許可基準」及び「鴨川納涼床設置についての留意事項」を遵守する。

第7条（営業時間）

床の営業時間は、夕刻より午後11時までとする。ただし、5月及び9月の2ヶ月間は昼間（午前11時以降）の営業も可能とする。

第8条（屋根・庇など）

床の上に屋根、庇を設置することは禁止する。また、テント、パラソルなどを張り出すこともできない。ただし、日除けに関して別紙に定める葦簾日除けのみ設置することができる。

第9条（照明）

床の上での照明について、過度な明るさや照明機器は近所に迷惑となり景観を損なうためこれを禁止するが、暗すぎると風紀上好ましくないと思われるので、別に定める一定の照度（新聞の読める程度）とする。

第10条（歌舞音曲）

床の上での歌舞音曲は禁止する。従って、床の上での舞、芸能、カラオケ、楽器演奏、拡声器・音響機器などの使用も禁止する。また、店内から床上に向かって上記のものなどによる大きな音を出すことも禁止する。ただし特例として正規の祇園囃子保存会によるお囃子は鴨川納涼床の起因にも関わるものであり、これを認める。

第11条（環境保全）

床での営業上発生するゴミや排水など、川に捨てないこと。万一川に落ちた場合は各店舗が責任を持って処理すること。また、光・音・煙・におい等近隣に迷惑が掛からないよう十分に留意すること。

第12条（広告・看板）

欄干・床下など、床に広告看板やその他広告物に当たるものを設置することは禁止する。

第13条（工事車両の河川敷進入許可について）

床の設置解体工事業者は事前に京都府京都土木事務所に申請し許可を得ること。また河川敷への出入り口の開閉及び鍵の管理については、申請者が責任を持って行うことを義務付ける。

第14条（規約の変更）

本規約を変更するには、総会の決議を経なければならない。

鴨川納涼床審査基準に係るガイドライン
京都府 京都土木事務所

平成21年5月改訂版

